

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため 実行すべき措置について定める計画に基づく金融庁実施計画

平成 18 年 3 月 27 日
金融庁地球環境対策推進委員会決定

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 17 年 4 月 28 日閣議決定。以下「政府の実行計画」という。）において、関係府省は、平成 13 年度比で平成 18 年度までに当該関係府省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 7 % 削減することを目標とし、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のために自ら実行する措置を定めた「実施計画」を策定することとされた。

このため、政府の実行計画に基づき、平成 18 年度を目標年度として、金融庁における実施計画を以下のとおり定める。

1 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 低公害車の導入

公用車（一般公用車及び一般公用車以外の公用車）については、低公害車比率 100 % を維持する。

(2) 自動車の効率的利用

ア 公用車等の効率的利用等

アイドリング・ストップ装置の積極的な導入・活用などにより、待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。

有料道路を利用する公用車について、ETC 車載器を設置する。

3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載機を積極的に搭載し活用する。

公用車の待機用に蓄熱用ウォームマットを導入する。

ガソリンを満タンにしない。

通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

毎月第一月曜日は、以下の場合を除き、公用車の使用を終日自粛するものとし、移動手段は徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。

・警備上支障のある場合

例：大臣車、長官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両

・業務上支障のある場合

例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合

(3) エネルギー消費効率の高い機器の導入

現に使用しているパソコン、ワープロ、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン、テレビ等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、

旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを進め、買換えに当たっては、液晶テレビ、インバータ型蛍光灯等のエネルギー消費のより少ないものを選択する。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。

(4) 用紙類の使用量の削減

電子メールの活用等によりペーパーレス化を一層推進する。

文書配布先の見直し、両面印刷・両面コピーの徹底、2分割縮小コピーの活用等により、コピー枚数の削減を図る。

(5) 再生紙などの再生品や木材の活用

ア 再生紙の使用等

購入し、使用するコピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレトペーパー等の用紙類については、再生紙の使用を進める。

印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

イ 木材、再生品等の活用

購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。

間伐材、小径材等の木材や未利用繊維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を使用する。

初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

2 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

庁舎管理官庁において可能な限り平成18年度末までに重点的に実施される、更なるエネルギーの使用の合理化のための設備・機器の導入、設備等改修、運用改善について、積極的に協力する。

トイレ等の使用頻度の少ない箇所の照明については、人感センサーを設置するよう務め、使用時のみの点灯を行う。

庁舎管理官庁における入居庁舎の電気使用量及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量を削減し、それに伴う温室効果ガスの排出量を低減させるための対策について、積極的に協力する。

エレベータについて、庁舎管理官庁に協力して、始業時、退庁時等を除く時間帯において、その一部を休止するよう努める。

廊下、湯沸室等の照明を間引き点灯する。

湯沸室に設置している貯蔵式電気湯沸器について、冬季を除き、極力、その使用を制限するよう努める。

(2) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

空調設備について、金融庁で独自に調達又は更新する場合には、温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入を極力図る。

庁舎管理官庁に協力して、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入

するよう努める。

(3) 冷暖房の適正な温度管理

冷暖房について、時間外運転を含め、間引き運転とする等、庁舎管理官庁による冷暖房運転時間の短縮に協力する。

庁舎管理官庁と協力して、庁舎内における冷暖房温度の適正管理(冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度)を一層徹底する。

(4) 太陽光発電等新エネルギーの有効利用

庁舎管理官庁に協力して、庁舎に太陽光発電、燃料電池等を可能な限り幅広く導入するよう努める。

(5) ESCO事業の導入

庁舎管理官庁と連携してESCO事業(Energy Service Company)の検討等を進める。

3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア ハード対策

OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のもの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。

パソコンのシステムスタンバイモードへの移行時間を短縮する。

プリンターのシステムスタンバイモードへの移行時間を短縮する。

コピー機の節電モードへの移行時間を短縮する。

事務室廊下側の照明について、可能な限り間引き点灯する。

イ 職員による取組み

パソコンの未使用時・退庁時には、主電源をオフにする。

プリンターの未使用時・退庁時には、主電源をオフにする。

コピー機の未使用時・退庁時には、主電源をオフにする。

コピー機の電量消費量を削減するため、コピー枚数を削減する。

昼食時・空室時・残業時は、必要箇所を除き、執務室照明の消灯を行う。

廊下、共用部、洗面所、喫煙室等の照明は、必要箇所を除き、こまめに消灯を行う。

使用していない部屋の個別空調は、電源オフを徹底する。

個別空調については、設定温度を見直し、適正な温度管理を図る。

冷房時には、日射の侵入を防ぐため、ブラインドを降ろすよう徹底する。

温水洗浄便座は、冬季を除き、温水の使用は原則禁止とする。

夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装を励行する。

職員に対する直近階への移動の際の階段利用を奨励する。

庁舎管理官庁に協力して、庁舎に高効率給湯器を可能な限り幅広く導入するよう努める。

庁舎管理官庁に協力して、庁舎の使用電力購入に際して、省 CO2 化の要素を考慮した購入方式を導入する。

(2) ごみの分別

不要になった用紙を分別回収するボックスを設置するなど、事務室段階でのごみの分別回収を徹底する。

(3) 廃棄物の減量

紙の使用量の抑制を図る。(再掲)

電子メールの活用等によりペーパーレス化を一層推進する。(再掲)

文書配布先の見直し、両面印刷・両面コピーの徹底、2分割縮小コピーの活用等により、コピー枚数の削減を図る。(再掲)

不要になった用紙を分別回収するボックスを設置するなど、事務室段階でのごみの分別回収を徹底する。(再掲)

コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。

4 職員に対する情報提供等

昼休みの一斉消灯などの取組みについて周知する。

職員から省 CO2 化に資するアイデア(エコ・アイデア)を募集し、効果的なものを実行に移す。

5 実施計画等の推進体制の整備と実施状況の点検

(1) 金融庁地球環境対策推進委員会(以下「推進委員会」という。)が、本計画の推進・評価・点検を行うものとし、委員長(総括審議官)が実行すべき措置の実施を統括する。

(2) 「温室効果ガス排出削減計画」の実行責任者は委員長とし、推進委員会において同計画の推進を徹底する。

(3) 各課室長を管理責任者と定め、管理責任者は、実行すべき措置が各課室において適切に実施されるよう管理するものとする。このため、管理責任者は、各課室の職員の中から実施担当者1~2名を指名することとする。

(4) 推進委員会の事務局は、毎月、電力使用量等をもとに、「温室効果ガス排出削減計画」の進捗状況を把握し、推進委員会に報告するとともに、全職員にメールで伝達するものとする。

(5) 委員長は、「温室効果ガス排出削減計画」の進捗状況を踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、職員の取組みの強化等を指示するものとする。